

移送サービス費の手引き

1. 制度概要

志木市では、居宅で介護を受ける利用者が、通院のために介護タクシーで「寝台専用車両や車椅子専用車両（リフト付車両）」を利用した際の運賃等に対して、保険給付を行っています。

2. 対象者

次の三つのすべてに該当し、市からの利用認定を受けた方が対象です。

- ① 介護の認定を受けている（要支援 1～2、要介護 1～5）
- ② 日常生活自立度※B以上の方（寝台・車椅子専用車両（リフト付車両）を利用しなければ外出できない方）
- ③ 居宅で介護を受けている

※ 日常生活自立度とは

要介護認定時に介護度と共に判定しています。詳しくは、担当ケアマネジャー、または市役所長寿応援課までお問い合わせください。

☆「居宅で介護を受けている」とは？

介護保険法第8条の「居宅サービス」のみを利用している方を指します。

特定施設入居者生活介護については、施設入居が前提となるため、対象外です。

3. 年間利用回数

片道を1回の利用とし、年に48回までが支給対象です。（4月～翌年3月）

※ 移送サービス利用認定月により利用できる回数が異なります。

利用認定月	4、5月	6、7月	8、9月	10、11月	12、1月	2、3月
利用可能回数	48回	40回	32回	24回	16回	8回

4. 利用可能なタクシー事業者

志木市の移送サービス提供事業者として事前登録している事業者のみご利用頂けます。予約時や利用前に、志木市移送サービス提供事業者か必ずご確認ください。

☆志木市移送サービス提供事業者一覧



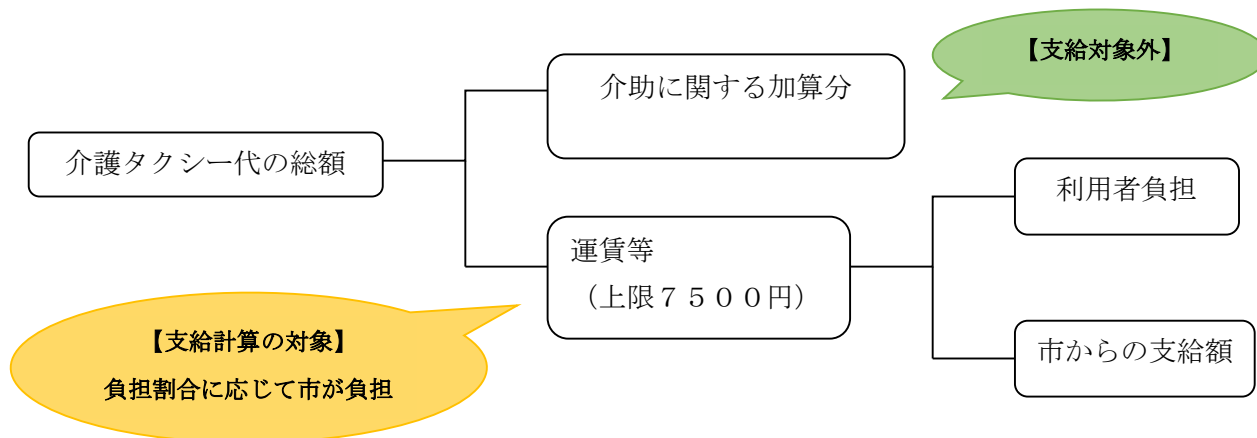
5. 対象利用区間

- ① 通院（自宅→病院）
 - ② 通院（病院→自宅）
 - ③ 退院（病院→自宅）
- 自宅からの通院の行き帰り
- 自宅での介護に向けた退院

ご自宅や病院以外での乗車・下車に関しては、給付の対象になりません。

6. 支給額の計算方法

(1) 運賃等と介助料等について



介助に係る、加算やオプション料金は支給対象外です。それ以外の運賃等（メーター代、ストレッチャー使用料等）は支給計算の対象です。

(2) 運賃等の上限

運賃等の上限は、7,500円/回です。上限超過分の金額は、全額利用者負担です。

(3) 利用者負担と市からの支給額

利用者負担と市負担の割合は、介護保険の自己負担割合によって決まります。

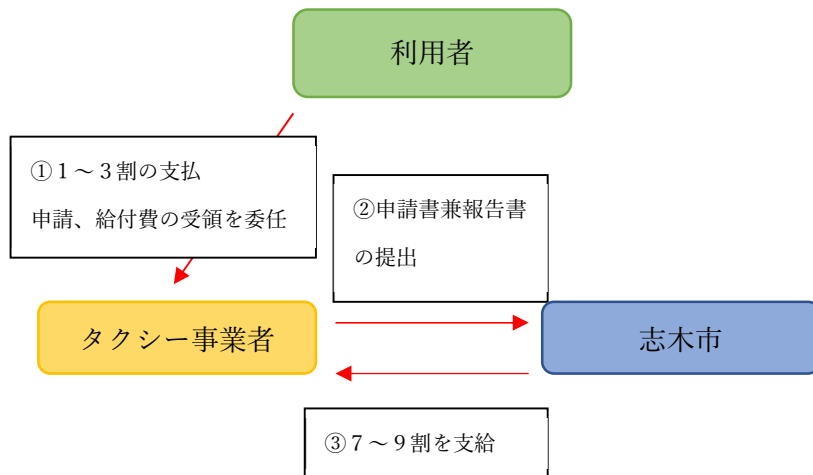
- ・ 利用者→運賃等のうち1割～3割を負担
- ・ 市 →運賃等のうち7割～9割を負担

※ 介護タクシーは、事業者毎に料金体系が異なります。詳しくは各事業者までお問い合わせください。車の種類は「車椅子」と「寝台車（ストレッチャー）」があります。一般に「寝台車」の場合、「車椅子」よりも費用が高くなる傾向があります。

7. 支払方法と申請の流れ

支払い方法には「受領委任払い」と「償還払い」の二種類があります。本申請における支払方法は、**原則すべて受領委任払いです。**

(1) 受領委任払い（原則）とは



利用者は1～3割のみをタクシー事業者に支払い、残りの申請・給付の手続きは市と事業者の間で行われます。

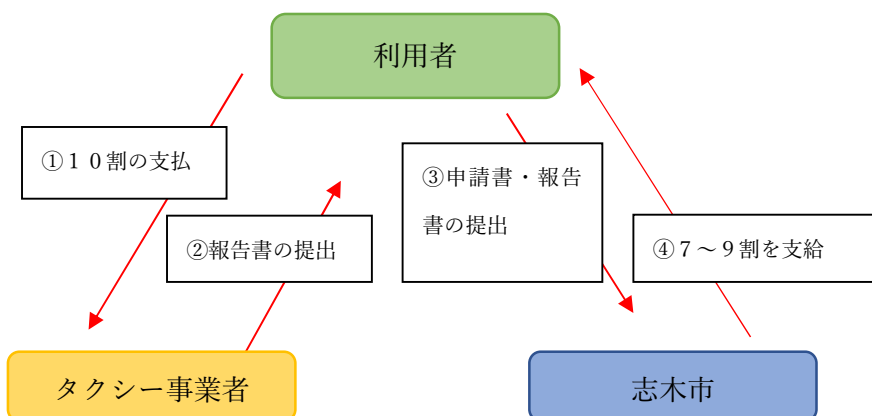
申請～支給までは2か月ほどかかるため、その間の利用者の負担や心配を軽減するための制度です。

<移送サービス費申請の流れ>

- ・利用者：領収書のコピーを事業者にご提出ください。（領収書のコピーの提出をもって、本申請と受領について事業者に委任したとみなします。）
- ・事業者：「志木市介護保険移送サービス実績報告書兼支給申請書」、領収書のコピーを市にご提出ください。

(2) 償還払い（例外）とは

※ 償還払いをご希望の方は、サービス利用前にその都度長寿応援課への相談が必要です。



利用者はタクシー事業者に全額を支払います。

後日、利用者自身が申請・給付の手続きを事業者と連携し行います。

<移送サービス費申請の流れ>

- ・事業者：「志木市介護保険移送サービス実績報告書」を作成し、利用者にお渡しください。
- ・利用者：事業者から受け取った実績報告をもとに「志木市介護保険移送サービス費支給申請書」を作成し、実績報告書、支給申請書、領収書のコピーの三点を市にご提出ください。

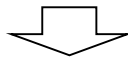
※ 領収書には、受領委任払い、償還払い問わず、①利用者名、②事業者名、③利用日付、④移送サービス利用である旨が記載されている必要があります。

※ 生活保護を受給中の方で、利用者負担が0円のため領収書を作成できない場合には、レシート等で代用することができます。詳しくはQ&Aをご確認ください。

サービスの利用～給付費支給までの流れ（利用者）

◆ 利用認定申請書を提出する（年に一度申請）

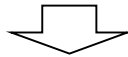
『志木市介護保険移送サービス利用認定申請書』に必要事項を記入し、提出してください。
2週間ほどで**受給資格者証**をお送りします。乗車時に必要ですので、大切に保管してください。
(受給資格者証に付属の移送サービス利用回数確認表は、ご自身で回数管理にご利用ください。)
受給資格証がお手元に届いた日から移送サービスをご利用いただけます。認定の終了日は毎年3月31日です。



◆ 予約を取る

ご利用の日時が決まったら、事業者に連絡して予約を取ってください。

※ 予約時、志木市の**移送サービス提供事業者として事前登録しているか、志木市移送サービスの利用ができるか**を必ず事業者を確認してください。

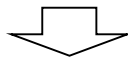


◆ サービスを利用する

※当日の持ち物：**①負担割合証** **②移送サービス受給資格者証**

乗車前に上記二つを必ず事業者に提示してください。

各事業者の移送サービスを利用し、料金をお支払いください。(原則すべて受領委任払い)



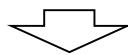
◆ 支給申請をする

＜受領委任払いの場合＞

・領収書のコピーを事業者にお渡しください。

＜償還払いの場合＞

・申請の方法については、3ページ「7. 支払方法と申請の流れ」をご確認ください。



◆ 市から給付費決定のお知らせをお送りします

お知らせの発送には、支給申請書の受理から1～2か月程度かかります。

令和8年度 志木市移送サービス費支給 Q&A

よくご質問がある事項を以下の通り、Q&A方式でまとめましたので、今後の手続きにご活用いただければ幸いです。

【移送サービス提供事業者様向け】

Q1 「受給資格者証」の取り扱いを教えてください。

A1 ①保険者名（志木市）と②有効期間をご確認ください。有効期間内の志木市の受給資格証の確認をもって「移送サービス費支給制度」の利用とみなします。
（受給資格者証付属の回数確認表は、利用者ご自身の回数管理に活用するもので、事業者様が記入する必要はございません。）

Q2 支給申請額計算のため、利用者の負担割合を教えてください。

A2 負担割合は個人情報にあたり、市からお教えできません。利用者本人から負担割合の確認をお願いします。

Q3 介助の加算やオプション料金は、移送サービス費の対象となりますか。

A3 介助に係る、加算やオプション料金は支給対象外です。それ以外のメーター代やストレッチャー等の機材使用料等は支給対象です。

Q4 支給申請時に添付する領収書について、指定の様式はありますか。

A4 領収書には、①利用者名、②事業者名、③利用日付、④移送サービス利用である旨が記載されている必要があります。なお、実績報告書と領収書の整合性が取れない場合、運賃等と介助料等の内訳書をご提出いただく場合があります。

Q5 長寿応援課の移送サービス費支給と共生社会推進課のタクシー券の併用は可能ですか。

A5 利用可能です。計算方法の詳細については、申請様式の記入例をご覧ください。

【生活保護の移送費との関係について】

Q6 生活保護（生活援護課）の介護タクシー移送費と長寿応援課の移送サービス費支給との取り扱いはどうなっていますか。

A6 65歳以上の方は、長寿応援課の移送サービス費の利用が優先されます（生活保護法第4条「他法優先の原則」）。そのため、長寿応援課・生活援護課双方の支給対象に該当する方については、長寿応援課に申請いただいた残りの金額を生活援護課に申請いただくこととなります。

Q7 生活保護（生活援護課）の方の利用がありましたが、自己負担が0円のため領収書が発行できません。どうしたらよいですか。

A7 生活保護の方について、領収書が作成できない場合、代わりにレシート等を添付して下さい。レシート等には、①利用者名、②事業者名、③利用日付、④移送サービス利用である旨、⑤総額または自己負担に相当する金額 が記載されている必要があります。

（生活保護の方は、長寿応援課の移送サービス費の支給対象外の1割分や「介助に係る加算やオプション料金」についても、生活保護費から支給される場合があります。その場合、利用者負担は0円になるため、領収書の発行ができません。）

Q8 生活保護（生活援護課）の介護タクシー移送費と長寿応援課の移送サービス費が両方申請できる場合の申請の流れを教えてください。

A8 申請の順番は特にありませんが、混乱を防ぐため、長寿応援課の移送サービス費申請書をご作成いただき、そのあとで支給対象外部分を生活援護課に申請いただくことを推奨いたします。なお、生活援護課への申請方法や申請金額については、直接生活援護課にお問い合わせください。

問合せ先 志木市役所 生活援護課 048-473-1457

【ケアマネージャー様向け】

Q9 レスパイト入院は支給対象となりますか。

A9 入院は移送サービスの対象外ですが、レスパイト入院のみ例外として支給対象です。ただし、市への事前相談があることが条件です。事前相談時にはレスパイト入院の目的（介護者が介護できない理由、どのような医療行為が必要なのか等）の確認を行います。

※ケアマネージャーの皆様は、レスパイト入院に移送サービスを利用する予定が確認でき次第、長寿応援課にご報告をお願いします。

Q10 予防接種を目的とした受診は、支給対象となりますか。

A10 支給対象です。通常受診と同じ扱いです。

Q11 病院からの退院時、病院指定のタクシー事業者を利用しましたが、支給対象となりますか。

A11 志木市移送サービスは、指定登録事業者を利用した場合のみが支給対象です。

Q12 介護度や日常生活自立度等、利用要件を満たしていない方でも、認定を受けられますか。

A12 原則できません。特段の事由がある場合、例外として個別に審査する可能性がありますのでご相談ください。相談時には、介護タクシーの必要性が判断できる書類(支援経過・ケアプラン・サービス担当者会議の要点等)を確認させていただく場合があります。

相談の結果、認定申請に進む場合には、「志木市移送サービスの例外給付等の確認依頼書」(ケアマネジャー様が記入)と認定申請書をご提出ください。

※1 移送サービスの認定期間は1年間です。上記の取り扱いで認定を受けた方で、翌年も認定を希望する場合には、同様の書類が再度必要です。

※2 審査の結果、却下もしくは通常よりも利用可能回数を減らす等の対応となる場合もございます。

Q13 生活保護(生活援護課)の介護タクシー移送費と長寿応援課の移送サービス費支給との取り扱いはどうなっていますか。

A13 65歳以上の方は、長寿応援課の移送サービス費の利用が優先されます(生活保護法第4条「他法優先の原則」)。そのため、長寿応援課・生活援護課双方の支給対象に該当する方については、長寿応援課に申請いただいた残りの金額を生活保護課に申請いただくこととなります。参考として、Q5～Q7もご確認ください。

Q14 自宅ではなく施設～医療機関の利用は対象ですか。

A14 介護保険法第8条の「居宅サービス」のみを利用している方が対象です。

※特定施設入居者生活介護については、施設入居が前提となるため、移送サービスの対象外です。

サービス種別	支給可否	備考
サービス付き高齢者向け住宅 住宅型有料老人ホーム	○	一般住宅と同じ扱いとし、全面的に利用可とします。
短期入所生活介護	○	介護保険法上の居宅サービスに該当します。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	×	
介護老人保健施設	×	
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	×	
特定施設入所生活介護 (介護付有料老人ホーム)	×	※例外※ 介護保険上の居宅サービスに該当しますが、施設への入居を前提としているため支給対象外です。

※上記の表で判断が難しいケースは、長寿応援課までご相談ください。

Q15 他市から志木市の住所地特例施設に移り、保険者が他市である場合、志木市の移送サービスを利用できますか。

A15 利用できません。

他市の住所地特例施設に入所しており、保険者が志木市の場合は利用できます。

問い合わせ先
志木市 長寿応援課 介護保険グループ
048-473-1348